

東紀州地域不正軽油対策連絡会議設置要綱

(名称)

第1条 本会議は、東紀州地域不正軽油対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 東紀州管内における不正軽油の製造、流通及び使用の連鎖を断ち切り、産業廃棄物の不法投棄の防止、犯罪の抑止、市場経済の公正化、脱税の防止を図るため、東紀州地域を管轄する第4条に規定する行政機関が、それぞれの取組を通じて、相互に連携・協力することによって「不正軽油の撲滅」を目的とする。

(協議事項)

第3条 連絡会議は、次の事項について協議する。

- 一 不正軽油撲滅のための調査等の協力体制に関すること。
- 二 不正軽油撲滅のための取組に関すること。
- 三 不正軽油の製造、流通及び使用の情報交換に関すること。
- 四 その他第2条に定める目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成団体)

第4条 連絡会議は、次の者をもって構成する。

- 一 三重県
 - 紀北地域活性化局環境室
 - 紀南地域活性化局環境室
 - 尾鷲建設事務所総務・管理・建築室
 - 熊野建設事務所総務・管理・建築室
 - 紀州県税事務所税務室

二 三重県警察

尾鷲警察署生活安全課

熊野警察署生活安全刑事課

紀宝警察署生活安全刑事課

三 市、町関係

三重紀北消防組合 消防本部予防課

熊野市 消防本部予防課

尾鷲市環境課

熊野市環境対策課

紀北町環境管理課

御浜町生活環境課

紀宝町環境衛生課

(会長・副会長)

第5条 会長は、紀州県税事務所副所長兼税務室長が務める。

2 副会長は、三重紀北消防組合消防本部予防課長が務める。

(連絡会議の開催)

第6条 連絡会議は、構成員が提案し事務局へ開催を依頼し、会長が招集する。

2 会長は会議の議長を行う。

(事務局)

第7条 連絡会議の事務局は、紀州県税事務所税務室課税課内に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、第4条に規定する構成員の総意により定める。

附 則

この要綱は、平成27年 9月 8日より施行し適用する。